



## 48時間ルールについて

思い起こせば、平成18年に京都府で3歳の男の子が食事を与えられず餓死するという痛ましい事件が起きた。しかも、この事件は児童相談所に通報があつたにもかかわらず虐待死を避けられなかつた事件であつたことなどもあり、厚生労働省は、平成19年1月23日、ついに児童相談所運営指針などを見直した。すなわち、児童相談所に虐待通告があつた際に児童の安全確認をする時間的ルールにつき、48時間以内とするのが望ましいと定めたのである。これがいわゆる48時間ルールである。もちろん、児童の「安全確認」とは、児童相談所の職員や児童相談所が依頼をした者が児童を直接目視することにより行うことを基本とし、北海道も政令指定都市である札幌市も児童相談所運営指針改正後に48時間ルールを新たに設定した。

私が児童虐待防止活動に関わるようになつた平成7年ころの虐待と言えば身体的虐待が多かつたが、現在では子どもの面前で家族に暴力を加える行為が心理的虐待の範疇に含まれたことから、その半数以上が心理的虐待で占められている。も

ちろん、仮に虐待の程度が軽いと思われるケースであつても、48時間以内に直接的に児童を目視するといふ流れを作ることで、悲惨・深刻な虐待案件に進んでしまう前に家族支援につながっていくことにもなる。しかし、平成28年ころの統計でも、平成18年ころから平成28年ころまでの10年間で児童相談所の対応案件が3・3倍になつたとの比較し、児童相談所職員の増員が1・4倍程度であるとも報告されており、児童相談所の職員の負担増から悲惨・深刻な虐待案件への対応が遅くなつてしまふのではないかとの懸念は早い時期から出されていた。

このような児童相談所職員の負担増という状況の中で適切、かつ早期な対応を可能とすべく平成28年4月に警察庁から全国の警察署に對し、虐待があつたかどうかという事実関係が仮に明らかとならなくとも虐待が疑われる事案について、警察署は児童相談所に虐待通告をすることとし、虐待事案についての児童相談所と警察署との連携を強化する方向となつた。そして、この警察署との連携強化は、平成30年の児童

虐待防止の緊急対策にも盛り込まれ、児童が虐待によって受傷したものと疑われるケースについては双方のもつている情報共有を徹底するこどとなつたのである。さらに、この児童相談所と警察署との連携強化については令和元年7月以降に厚生労働省にて全国の児童相談所を対象として調査することとなつていたのである。そのような矢先に痛ましい虐待事件が続き、さらに、札幌市や仙台市にて虐待死となつてしまつた事件が起きてしまつた。

もちろん、児童相談所は児童虐待防止だけを行つて機関ではないが、私が縁あつて長年見てきた姿・形からすれば、児童相談所の一人一人の職員は本当に一生懸命働いていた。すなれば、児童相談所の一人一人の職員は本当に一生懸命働いていた。すでに札幌市教育委員会との人事交流なども始まつて久しく、学校内に児童相談所の職員が派遣され、学校内にはびこるいじめや虐待された子どもが登校してきた際の虐待発見も虐待が疑われる事案について、警察署は児童相談所に虐待通告をすることとし、虐待事案についての児童相談所の職員となることで、虐待の現場を経験し、その経験をさらに学校内に浸透させるという素晴らしい相乗効果も出できている。児